

平成 26 年度山梨県計画 に関する事後評価

令和 5 年 1 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

〔事業区分2〕居宅等における医療の提供に関する事業 1 1

〔事業区分4〕医療従事者の確保に関する事業 1 2

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成27年5月26日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年7月2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

[凡例]

区域欄

全県： 山梨県全域の目標

中北： 中北区域の目標

峡東： 峡東区域の目標

峡南： 峡南区域の目標

富東： 富士・東部区域の目標

備考欄

⑩： 平成26年度計画において、計画期間を複数年度としているもの

⑩●： 平成27年度計画の●ページに、当該目標に関連した目標を継続して掲げているもの

区域	目標と計画期間	達成状況等 【 継続中(令和4年度末までの状況) 】	備考
	① 県の医療と介護の総合的な確保に関する目標 (1) 現状において不足する医療機能の確保	これまで、概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。 令和4年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。	
全県	平成26年度計画においては、医療関係団体が自主的に行う地域医療のあり方等の調査・検討を支援することにより、実効性のある地域医療構想の策定準備を行うとともに、地域医療構想策定前においても明らかに不足する医療機能の確保を図る。	➤ 平成27年度に事業完了 県医師会において、本県の医療資源の実態を考える基礎データを集約し、医療機関等の視点で、医療と介護の効果的な連携のあり方、連携拠点のあり方等を検討 (【No.1】地域医療のあり方検討基礎調査事業) (【No.9】在宅医療・介護連携のあり方調査事業)	⑩
全県	地域医療構想の策定・達成に向けて、医療関係団体が行う県内医療の受療動向等の調査・検討を支援することにより、医療機関等の自主的な取り組みを促進する。	➤ 平成27年度に事業完了 (【No.1】地域医療のあり方検討基礎調査事業〔再掲〕)	⑩
全県 中北 富東	地域において安心してお産ができる体制の確保 医師数の減少等を背景とした分娩取扱医療機関の集約に伴う分娩件数の集中化や、産科医不足に対応し、産科外来・助産師外来の増設等を支援することにより、安心してお産ができる体制を維持、確保する。	➤ 平成27年度に事業完了 地域で不足する周産期医療に対応するため、2病院が行う産婦人科・助産師外来の施設・設備整備事業に対して助成し、産科医と助産師の機能分担等を推進 (【No.2】地域分娩体制機能強化推進事業)	⑩

全県 峡東 峡南	・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15 施設 → 15 施設 (中北) 11 施設 → 11 施設 (富士・東部) 2 施設 → 2 施設 ○ がん医療の均てん化の推進 地域がん診療病院の整備に向けた医療機器整備の支援や技術的支援等により、県内どこでも質の高いがん医療が受けられる体制を整備する。 ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2 区域 → 3 区域 (峡東) 0 施設 → 1 施設 (峡南) 指定に向けた環境整備	・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15 施設 → 15 施設 (中北) 11 施設 → 11 施設 (富士・東部) 2 施設 → 2 施設 ➤ 平成26年度に事業完了 峡東区域の1施設を地域がん診療連携拠点病院に指定するとともに、峡南区域の1施設に病理診断装置を整備し、地域がん診療連携拠点病院の指定に向けた体制の整備を推進 (【No.3】 地域がん診療提供体制整備事業) ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2 区域 → 3 区域 (峡東) 0 施設 → 1 施設 (峡南) 指定に向けた環境整備	
全県 中北	○ 重症心身障害児(者)に対する入院医療の確保 重症心身障害児(者)の増加により不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床することにより重症心身障害児(者)への適切な医療提供を確保する。 ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214 床 → 220 床	➤ 平成27年度に事業完了 不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床し、重症心身障害児(者)のレスパイト入院や在宅療養患者の急変時への対応を強化 (【No.4】 地域重症心身障害児(者)受入体制強化事業) ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214 床 → 220 床	⑩
全県	(2) 地域包括ケアの底上げを図るための在宅医療提供体制の確保・充実 〔在宅医療の推進〕 ○ 在宅医療推進体制の整備 医療関係者及び関係多職種による協議会を設置し、在宅医療に関する課題解決に向けた体制を整備する。 ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 0 箇所 → 11 箇所	➤ 平成26年度、平成29年度に事業完了 県医師会における在宅医療推進に向けた体制の整備、在宅医療推進に向けた四師会会長の連携会議の開催、地区医師会における在宅医療推進協議会の設立 (【No.5】 在宅医療推進協議会設置事業) (【No.25】 在宅医療推進協議会設置事業)	⑩ 24

全県 中北 富東	(中北) 0箇所 → 4箇所 (峡東) 0箇所 → 2箇所 (峡南) 0箇所 → 2箇所 (富士・東部) 0箇所 → 3箇所 ○ 在宅医療の実施拠点・連携拠点等の確保 複数のかかりつけ医が連携した取り組みを支援し、在宅医療チームの形成を促進することにより、在宅医療を提供する診療所等の増加を図るとともに、医療と介護が連携した多職種協働による支援体制の構築を推進する。 また、在宅医療を提供する診療所等の医療機器等の整備を支援することにより、在宅医療提供機能の充実強化を図る。	・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 3箇所 (中北) 2箇所 (峡東) 1箇所 (峡南) 0箇所 (富士・東部) 0箇所 ➤令和4年度に事業完了 在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした24チームの多職種連携チームを形成、82施設の診療所等が研修会等に参加 (【No.6】在宅医療チーム形成促進事業) ➤保健福祉事務所において在宅多職種関係者の広域連携会議及び人材育成研修会を開催 (【No.22】在宅医療広域連携等推進事業) ➤甲府市医師会が実施するICTを活用した在宅医療・介護連携システムの運営を支援 (【No.23】在宅医療介護連携事業) ➤平成28年度に事業完了 133の医療機関等が在宅医療の実施に必要な機器等を整備 (【No.7】在宅医療提供体制機能強化事業) ➤平成29年度に事業完了 在宅医療の多様な研修機会の提供、研修会を通じた多職種間の相互理解の促進等を行う在宅医療総合推進拠点の整備を支援 (【No.24】在宅医療総合推進拠点整備事業) ➤平成27年度に事業完了 上野原市において、在宅医療推進に向けた拠点を形成し、在宅医療連携の研修を実施するとともに、在宅医療・介護連携	⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥
-------------------------	---	--	---

		の仕組み等を検討 （【No.8】在宅医療連携拠点整備事業）	② 25
全県	・在宅医療連携拠点数 （県全体）3箇所 → 4箇所 （富士・東部）0箇所 → 1箇所 ○ 在宅医療の人材育成基盤の整備 在宅医療に取り組む医師や多職種人材を対象とした研修会の実施を支援することにより、在宅医療を担う人材を育成する。 ・訪問診療を行う医療機関数 （県全体）95施設 → 105施設	・在宅医療連携拠点数 （県全体）4箇所 （富士・東部）1箇所 ➤ 平成26年度に事業完了 地区医師会において多職種研修会や県民を対象とした講演会を3回開催 （【No.10】在宅医療人材育成事業） ➤ 令和元年度に事業完了 県内の在宅医療の実態を把握するため、医療機関を対象とした調査分析を実施 （【No.27】在宅医療実施意向調査事業） ・訪問診療を行う医療機関数 （県全体）95施設(H23)→128施設(H30)	② 26
	〔訪問看護の推進〕		② 27
全県	○ 訪問看護の推進 訪問看護関係者で構成する協議会の運営により、訪問看護に関する課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、訪問看護の推進拠点を整備し、訪問看護師の確保・定着及び訪問看護ステーションの相互連携を図ることにより、訪問看護の拠点化を推進する。 また、入院医療から在宅医療への移行期において、退院支援マネジメントの標準ツールを作成・普及することにより、適切な退院支援を確保する。	➤ 平成26年度に事業完了 訪問看護推進協議会や、訪問看護にかかる各種研修を開催するとともに、在宅ターミナルケア普及事業として、講演会等を実施（【No.11】訪問看護推進事業） ➤ 平成26年度に事業完了 訪問看護の推進拠点機能の設置に向けた運営委員会の開催、訪問看護を活用した在宅療養の普及啓発講演会の開催、普及啓発チラシ等の作成・配布を実施 （【No.12】訪問看護推進拠点事業） ➤ 平成26年度に事業完了 退院支援マネジメントの養成検討会議や普及啓発研修の開催、退院支援マネジメントガイドラインの作成・配布を実施 （【No.13】退院支援マネジメント養成	② 28 ② 29 ② 複

全県	【在宅歯科医療の推進】 ○ 在宅歯科医療連携の推進 在宅歯科医療連携室の機能強化や在宅歯科医療の拠点形成の推進とともに、居宅における多職種連携が可能となるツールを作成・普及することにより、多職種連携の推進等を図る。 また、専門的口腔ケア等ができる歯科医師等の人材を育成することにより、在宅療養高齢者への適切な歯科保健医療を確保する。	研修事業) ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応72件、在宅医療機器貸出83件、連携室運営推進協議会開催等の事業を実施 (【No.14】在宅歯科医療連携室整備事業) ➤ 平成28年度に事業完了 在宅歯科医療推進に向け、県歯科医師会館の改修を支援 (【No.16】在宅歯科医療連携拠点整備事業) ➤ 平成27年度に事業完了 県歯科医師会において在宅歯科・多職種連携ツール「お口の健康手帳」を作成・配布するとともに、介護専門員等に在宅歯科・口腔ケアに関する研修会を開催 (【No.17】在宅歯科・多職種連携推進事業) ➤ 平成27年度、平成29年度に事業完了 県歯科医師会において、「歯科訪問診療事例集」を作成・配布 また、県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において、在宅歯科医療の人材育成に向けた研修会を実施 (【No.18】在宅歯科医療人材育成事業) (【No.19】在宅歯科連携人材育成事業) (【No.26】在宅歯科医療人材育成事業) ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において在宅歯科診療訪問車を整備 (【No.20】在宅歯科訪問体制強化事業)	⑥ ⑥ ③③ 30 ⑥ ③③ 31
-----------	---	--	--

中北	○ 高齢者人口の大幅な増加が見込まれる甲府市において、地域の歯科医療関係団体の協力を得て、在宅療養支援室を整備し、地域の特性に応じたきめ細やかな在宅歯科医療提供体制の構築を図る。 【在宅医療（薬剤）の推進】	➤ 平成26年度に事業完了 甲府市歯科医師会に在宅歯科医療支援に向けた拠点となる在宅療養支援室を整備 (【No.15】 地域在宅療養支援室整備事業)	継 35
全県 中北 峡東	○ 在宅療養拠点薬局の整備 地域ごとに無菌調剤設備を備えた拠点薬局を整備することにより、がん患者等が地域で安心して療養できる環境を整える。 ・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 (県全体) 3 地域 → 6 地域 (中北) 1 地域 → 3 地域 (峡東) 0 地域 → 1 地域 (3) 医師・看護師等の地域偏在解消を含む医療従事者の確保 【医師確保対策の推進】	➤ 平成27年度に事業完了 新たに3地域の薬局で無菌調剤室を整備 (【No.21】 在宅療養拠点薬局整備事業) ・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 (県全体) 3 地域 → 6 地域 (中北) 1 地域 → 3 地域 (峡東) 0 地域 → 1 地域	継 36 継 39 継 37
全県	○ 地域偏在対策の推進 地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援することにより地域偏在の緩和を図る。 地域の医療機関を活用した研修プログラムの作成、地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施により、地域の医療機関の医師確保を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業（地域枠医学生等への面談、臨床研修指導医講習会や若手医師医療技術向上研修会の開催等）を実施 (【No.27】 地域医療支援センター運営事業)	継 38 複
全県 富東	○ 診療科偏在対策の推進 医師不足が特に著しい産科を対象に、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、キャリア形成プログラムの見直し等を行うことにより、産科医の確保を図る。 また、産科医、新生児医療担当医の	➤ 平成26年度に事業完了 産科後期研修の新規受講者数 2人 (【No.29】 産科医確保臨床研修支援事業) ➤ 平成26年度に事業完了 分娩手当支給医療機関 17施設 (【No.30】 産科医等分娩手当支給事業)	複

	処遇改善に取り組む医療機関を支援することにより、これらの医師の確保を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 新生児担当手当支給医療機関 1施設 (【No.31】NICU入室児担当手当支給事業) ➤ 令和4年度に事業完了 地域の小児科医が発達障害児の診療等を担えるようにするためのネットワーク構築事業(診療マニュアルの作成・発行、連携シートの作成、研修会開催)を実施 (【No.32】発達障害児医療支援ネットワーク構築事業) ➤ 平成27年度に事業完了 富士・東部区域において臨床研修医を養成するための研修環境の整備を実施 (【No.33】臨床研修医養成基盤整備事業)	④
全県 中北	〔歯科医師等の確保対策の推進〕 ○ 医科・歯科連携に資する人材の養成 がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修を開催することにより、医科歯科連携を推進する。		
全県	○ 在宅歯科医療に対応した歯科医療従事者の養成・確保 在宅歯科医療・専門的口腔ケアに対応した質の高い歯科衛生士を養成する基盤整備を行うとともに、在宅歯科医療や医科歯科連携に資する人材の育成を進める。 また、出産・育児等の一定期間の離職により再就業に不安を抱える女性歯科衛生士を対象に、最新の診療補助技術等の研修を行い、歯科衛生士の安定的な確保を図る。 〔看護職員の確保対策の推進〕 ○ 看護職員の資質向上の推進 新人看護職員に対する臨床研修の実施、就業看護職員に対する研修を実施すること等により、看護の質の向上	➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において在宅歯科連携人材の育成に向けた研修会を開催(【No.19】在宅歯科連携人材育成事業(再掲)) ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において歯科衛生士確保養成研修会を開催 (【No.43】歯科衛生士確保養成支援事業) ➤ 平成27年度に事業完了 障害者やICT教育に対応した歯科衛生専門学校の改修・設備を実施 (【No.44】歯科衛生専門学校施設設備整備事業)	⑤ 45 ⑤ 46 ⑤ 52 ⑤ 47
全県		➤ 平成26年度に事業完了 多施設合同研修(7日間)、実地指導者研修(6日間)、新人看護職員卒後研	

全県	や安全な医療の確保、早期離職防止を図る。 また、看護師等養成所の運営を支援し、教育内容の向上を図ることにより、質の高い看護師等を養成する。 ○ 看護職員確保対策の推進 新卒看護職員のU・Iターンによる就職促進、看護の質の向上や指導管理体制の改善を行う病院へのアドバイザー派遣、看護職員の離職防止を図るための健康相談等の実施により看護職員の確保を図るとともに、ナースセンターとハローワークが情報共有した相談支援を行うことにより、潜在看護職員の再就業を効果的に進める。	修（17病院）、新人看護師指導担当者研修（3日間）、看護職員専門分野研修（認知症看護・緩和ケア7ヶ月間）、看護職員実務研修（3～7日間）、潜在看護職員復職研修（3～5日間）、看護職員実習指導者講習会（40日間）、資質向上研修（21.5日間）等の研修事業や、認定看護師の養成事業（3名）を実施 （【No.34】新人看護職員研修事業） （【No.35】看護職員資質向上推進事業） ➤ 平成26年度に事業完了 専任教員の配置や実習経費等の補助により教育内容の向上を図った看護師等養成所数 3施設（【No.36】看護師等養成所運営費補助事業） ➤ 平成26年度に事業完了 無料就職相談会（年2回）、学校訪問（2校）、就職情報誌の作成・配布（県外92校）を実施 （【No.37】看護職員確保対策事業（新卒看護職員U・Iターン就職促進事業）） ➤ 平成26年度に事業完了 各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣（県内病院17施設 計73回） （【No.38】看護職員確保対策事業（就業環境改善アドバイザー派遣事業）） ➤ 平成26年度に事業完了 就業継続のための看護職の心の健康相談の計画的な実施（月2回） （【No.39】看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業）） ➤ 平成26年度に事業完了 計画的な就業相談の実施（県内3ハローワーク、各3回実施（富士・東部1回）） （【No.40】看護職員確保対策事業（ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業））	④ 48 ④ 49 ④ 51 ④ ④ ④ 54 ④ 53 ④ 40
----	--	---	---

富東	○ また、看護師不足が特に著しい富士・東部地域について、看護師の地域偏在の解消に向け、地方自治体が行う大学看護学部誘致を支援することにより看護師確保を図る。	➤ 就業相談会、就業支援研修会等を実施 平成29年度まで順次事業を執行予定（【No.41】看護職員確保対策事業（地域看護就業促進事業））	④ 41
全県	○ 看護管理者を対象に、多様な勤務形態の導入など、看護職員の就労環境改善に必要な知識等の習得を図る。	➤ 平成27年度に事業完了 富士・東部地域において、健康科学大学看護学部が平成28年4月に開校（【No.42】富士・東部地域看護師確保対策事業）	④ 42
全県	〔医療従事者の勤務環境改善の推進〕 ○ 病院内保育所の運営支援 病院等における保育所運営を支援し、働きやすい環境を整備することにより、医療従事者の確保・定着を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修を開催（【No.45】看護職員就労環境改善事業）	
全県	○ 小児救急医、救急勤務医の負担軽減策の推進 小児救急患者の輪番制による受入体制及び小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備、救急患者の状態等に応じた搬送のルール化など、救急患者の受入体制を整備し、患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことにより、休日・夜間における小児救急医療の確保と小児救急医、救急勤務医の負担軽減を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図った民間医療機関 6施設（【No.46】病院内保育所運営費補助事業）	
全県	② 計画期間 平成26年4月1日～令和5年3月31日	➤ 平成26年度に事業完了 小児二次救急輪番体制参加病院数 8病院を維持・確保（【No.47】小児救急医療体制確保事業（小児救急医療体制整備事業）） ➤ 平成26年度に事業完了 継続的な小児救急電話相談を実施（【No.48】小児救急医療提供体制確保事業（小児救急電話相談事業）） ➤ 平成26年度、平成29年度に事業完了 救急患者の最終受入医療機関 6施設を確保（【No.49】救急搬送受入支援事業）（【No.50】救急搬送受入支援事業）	

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 在宅医療チーム形成促進事業	【総事業費】 14,911 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・複数のかかりつけ医や多職種による研修会等を開催した診療所等の数 現状：0 施設 → 目標：50 施設	
事業の達成状況	・在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした 24 チームの多職種連携チームを形成、約 82 施設の診療所等が研修会等に参加	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 平成 26 年度から令和 4 年度の間に医師、歯科医師、看護師、ケアマネージャ等の医療・介護関係者による多職種連携チームが 24 チーム形成され、在宅多職種の連携により医療・介護サービスが切れ目無く提供される体制が構築されている。 （２）事業の効率性 在宅医療チーム形成に要する経費を助成することにより、在宅医療の実施に必要な在宅多職種のチームが効率的に形成されている。	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 32】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	【総事業費】 2,680 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・センターの診療ニーズが年々増加し、診療の待機期間が長期化 ・地域の小児科医等のバックアップ等間接支援機能が不十分 ・適切な医療提供のため、センターと小児科医等との更なる連携の強化が必要	
	アウトカム指標： ① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18 名（平成 29 年度）→ 26 名以上（令和 4 年度） ② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13 箇所（H26）→ 14 箇所以上（令和 4 年度）	
事業の内容（当初計画）	・児童精神科医の不足により十分なサービスが提供できていない発達障害について、地域の小児科医が発達障害の診療等が担えるよう、基礎的知識や診断、治療についての研修会を開催する。 ・専門医療機関と地域の小児科医との連携体制を確保するため、作成した医療連携パスの普及や改善を進める。 ・円滑かつ速やかな診療体制を整備するため、地域小児科医と連携実績を重ね、医療連携のための基準を明確にしながら、その評価、検証を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	こころの発達総合支援センターが中心となった、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 年 4 回以上	
アウトプット指標（達成値）	こころの発達総合支援センターが中心となった、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 年 4 回以上	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18 名（平成 29 年度）→ 24 名（令和 4 年度） ② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13 箇所（H26）→ 15 箇所（令和 4 年度）	

	（１）事業の有効性 発達障害の早期発見、早期支援を促進するため、発達障害のある子どもがより身近な場所で医療を受け入れられる体制を整備する必要があることから、地域の小児科医が発達障害の診断や専門医療機関へのつなぎ、その後の診療を担えるよう、基本的な知識や診断、診療について習得する機会を確保すること、また、具体的な診療連携のための仕組みについて検討を行うことは有効である。 （２）事業の効率性 多くの症例に遭遇する可能性が高く、すでに一定以上の知識と技術を有する小児科医に対し、専門機関であるこころの発達総合支援センターが事業主体となって診療連携に必要なマニュアル及び連携シートの作成や、研修等の機会を確保することで効率的に発達障害医療の質を高めることができる。
その他	